

青森県公共施設等総合管理会議設置要綱

(設置)

第1条 青森県が所有又は管理する公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する取組を推進するため、青森県公共施設等総合管理会議（以下「会議」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において公共施設等とは、別表1に掲げる公共建築物及びインフラ施設をいう。

(所掌事項)

第3条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する取組の推進に関すること。
- (2) その他、公共施設等の管理に関する必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、総務部次長（財産管理課担当）をもって充てる。
- 3 副会長は、県土整備部次長（技術的事項担当）をもって充てる。
- 4 委員は、別表2に掲げるものをもって充てる。
- 5 会長は、会議を総括する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、必要に応じて関係者に会議への出席を求めることができる。

(関係課等の協力)

第6条 関係課（室）の長は、会議が資料の提供その他の協力を求めた場合には、その求めに応ずるものとする。

(部会)

第7条 会議に、その所掌事項を分野ごとに整理するための部会を置くことができる。

- 2 部会の組織運営については、会長が別に定める。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、財産管理課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月7日から施行する。

別表1（第2条関係）

公共建築物	行政財産	公用財産	庁舎等、その他公用財産
		公共用財産	福祉施設、公衆衛生施設、農林水産業施設、商工観光施設、県営住宅等、学校、社会教育施設、文化施設、スポーツ施設、病院、駐車場
	普通財産	貸付財産、職員公舎、未利用財産、その他	
インフラ施設	行政財産		道路、河川、港湾、公園、防災、空港、鉄道、下水道、工業用水等

※公共建築物は、建築物（インフラ施設に付随する建築物を除く。）及びその敷地をいう。本要綱においては不用となった土地を含む。

別表2（第4条関係）

総務部	財産管理課長
企画政策部	企画調整課長、青い森鉄道専門監
環境生活部	県民生活文化課長
健康福祉部	健康福祉政策課長
商工労働部	商工政策課長
農林水産部	農林水産政策課長、林政課長、農村整備課長、漁港漁場整備課長
県土整備部	監理課長、整備企画課長、道路課長、河川砂防課長、港湾空港課長、都市計画課長、建築住宅課長
危機管理局	防災危機管理課長
観光国際戦略局	観光企画課長
エネルギー総合対策局	エネルギー開発振興課長
病院局	経営企画室長
教育庁	教育政策課長、学校施設課長
警察本部	施設課長